

平成28年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田 口 三 昭
 (コード番号 7832 東証第一部)
問合せ先 取締役 経営企画本部長 浅 古 有 寿
 (T E L : 03-6634-8800)

株式会社ウィズ株券等(証券コード:7835)に対する公開買付け(第二回)の開始に関するお知らせ

平成28年3月9日付「株式会社ウィズ株券等(証券コード:7835)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下、「平成28年3月9日付プレスリリース」といいます。)において公表しましたとおり、株式会社バンダイナムコホールディングス(以下、「公開買付者」といいます。)は、平成28年4月15日を公開買付けの買付け等の期間の初日として、株式会社ウィズ(株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。))JASDAQ(スタンダード)市場(以下、「JASDAQ」といいます。)、証券コード:7835、以下、「対象者」といいます。)の普通株式(以下、「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下、「第二回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。)を実施いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、平成28年3月9日付プレスリリースにおいて公表しましたとおり、同日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、JASDAQへ上場している対象者株式の全てを一連の取引によって取得することを決議いたしました(以下、この一連の取引を「本取引」といいます。)

公開買付者は、本取引の第一段階として、対象者の創業者兼代表取締役社長であり、対象者の主要株主である筆頭株主であった横井昭裕氏(以下、「創業者株主」といいます。)(所有していた対象者株式数(以下、「所有株式数」といいます。):1,336,600株、株式所有割合(注):43.37%)、対象者の取締役であり対象者の第2位の大株主であった嶋崎章氏(所有株式数:174,000株、株式所有割合:5.65%)、創業者株主の妻であり、対象者の第3位の大株主であった横井真由美氏(所有株式数:105,000株、株式所有割合:3.41%)及び対象者の取締役かつ創業者株主の実兄であり、対象者の第4位の大株主であった横井憲治氏(所有株式数:80,000株、株式所有割合:2.60%)(以下、創業者株主、嶋崎章氏、横井真由美氏及び横井憲治氏を総称して「第一回公開買付け応募株主」といいます。)の所有していた対象者株式の全て(所有株式数の合計:1,695,600株、株式所有割合:55.02%。以下、「第一回公開買付け応募株式」といいます。)を、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で取得することを主たる目的として、買付け等の期間を平成28年3月10日から同年4月7日までとし、対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下、「第一回公開買付け価格」といいます。)を145円とする公開買付け(以下、「第一回公開買付け」といい、第二回公開買付けと併せて「本件両公開買付け」といいます。)を実施した結果、本日現在において対象者株式1,695,600株(株式所有割合:55.02%)を所有するに至っております。

(注)「株式所有割合」とは、対象者が平成28年1月13日に提出した第30期第2四半期報告書(以下、「対象者第30期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成27年11月30日現在の発行済株式総数3,081,600株(以下、「対象者発行済株式総数」といいます。)に占める割合(小数点

以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。なお、対象者は同日現在自己株式を保有しておりません。

公開買付者は、本取引の第二段階として、第一回公開買付けが成立して決済が完了してから速やかに、公開買付者が所有する対象者株式を除く対象者株式の全てを取得することを主たる目的とした第二回公開買付けを開始することを平成 28 年 3 月 9 日開催の公開買付者の取締役会で決議しており、第一回公開買付けが成立した場合には、第一回公開買付けの撤回等の条件に該当する事象が生じていないことを条件として、平成 28 年 4 月 15 日から第二回公開買付けを実施することを予定しておりましたが、今般、公開買付者は、平成 28 年 3 月 9 日以降、本日までの間に、第一回公開買付けの撤回等の条件に該当する事象は生じていないことを確認したため、平成 28 年 4 月 15 日から本公開買付けを開始することといたしました。第二回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下、「第二回公開買付価格」又は「本公開買付価格」といいます。)は、第一回公開買付価格 145 円に比べて 415 円(286.2%(小数点以下第二位を四捨五入。以下同じです。))高い 560 円としております。第二回公開買付価格の詳細は、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。

第二回公開買付けは、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、第二回公開買付けに応募された株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の全部の買付け等を行います。

第二回公開買付けに下限を設定しますと第二回公開買付けが成立するか否かが不確実となるため、第二回公開買付価格での売却を希望される対象者の株主の皆様へ売却の機会を確実に提供する観点から、第二回公開買付けには下限を設定しておりません。

対象者が平成 28 年 3 月 9 日に公表した「株式会社バンダイナムコホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下、「対象者 3 月付プレスリリース」といいます。)及び本日公表した「株式会社バンダイナムコホールディングスによる当社株券等に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」(以下、「対象者 4 月付プレスリリース」といい、対象者 3 月付プレスリリース及び対象者 4 月付プレスリリースを併せて「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成 28 年 3 月 9 日に開催された取締役会において、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに、公開買付者が第一回公開買付価格よりも高い価格を第二回公開買付価格として第二回公開買付けを実施する予定であることから、平成 28 年 3 月 9 日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を併せて決議したとのことです。また、対象者は、本日開催された取締役会において、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けに関する対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議したとのことです。対象者の意思決定の過程に係る詳細については、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(エ) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」をご参照ください。

公開買付者は、本取引により対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けによって、公開買付者が対象者株式の全てを取得できなかった場合には、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続きを実施する予定です。詳細については、後記「(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

(2) 本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針

① 本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、平成 17 年 9 月に株式会社バンダイ（以下、「バンダイ」といい、公開買付者と併せて「公開買付者等」と総称します。）と株式会社ナムコ（現株式会社バンダイナムコエンターテインメント）が経営統合を実施し、共同株式移転により設立された会社であり、同月、東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。公開買付者は、有力な I P（Intellectual Property の略称であり、キャラクター等に係る知的財産権を意味します。以下同じです。）を軸に、玩具・模型、ネットワークコンテンツ、家庭用ゲームソフト、業務用ゲーム機、映像音楽コンテンツ、アミューズメント施設等のエンターテインメントに関する様々な分野で事業を展開する企業集団（本日現在、公開買付者並びに子会社 97 社及び関連会社 14 社から構成され、以下、「バンダイナムコグループ」といいます。）を統轄する純粋持株会社であります。

バンダイナムコグループは、トイホビー（玩具、模型、菓子・食品、カプセルトイ、カード、アパレル、生活用品、文具などの製造・販売に関する事業をいいます。以下同じです。）・ネットワークエンターテインメント（ネットワークコンテンツの企画・開発・配信、家庭用ゲームソフト、業務用ゲーム機、景品等の企画・開発・販売、及びアミューズメント施設などの企画・運営に関する事業をいいます。）・映像音楽プロデュースの 3 つの「戦略ビジネスユニット」（以下、「SBU」といいます。）と各 SBU をサポートする関連事業会社から構成されており、それぞれの SBU が、バンダイナムコグループ最大の強みであるキャラクター等の I P を、その世界観や特性を活かし、最適なタイミングで、最適な地域に向け、商品・サービスとして提供する「I P 軸戦略」を核として事業を展開しております。

平成 27 年 4 月よりスタートした中期計画では、「NEXT STAGE 挑戦・成長・進化」をビジョンに掲げ、重点戦略として、事業戦略「I P 軸戦略の進化」、エリア戦略「グローバル市場での成長」、機能戦略「ビジネスモデル革新への挑戦」を推進しております。事業戦略「I P 軸戦略の進化」では、I P の創出・獲得などの創出力を強化するとともに、ライブイベントなど新規 I P ビジネスの拡大、ターゲット層の拡大、事業間連動の強化を図っております。エリア戦略「グローバル市場での成長」では、日本において各市場における No. 1 の追求を継続するとともに、今後も成長が見込まれるアジアでの積極的な事業拡大を推進しております。また、機能戦略「ビジネスモデル革新への挑戦」では、次世代に向け新たな I P ビジネスの創出育成やグローバル市場での I P 軸戦略の展開に向けた基盤づくりを推進しております。

一方、対象者によれば、対象者は、昭和 61 年 9 月に「既存の価値観にとらわれず、あらゆる世代の人たちに、真の遊び心を提案していくこと」を経営理念に玩具企画会社として創業者株主により設立されました。対象者は、平成 8 年 11 月に携帯電子ペット育成ゲーム『たまごっち』をバンダイと共同で企画・開発し、対象者が生産した同製品はバンダイを通じて発売され世界的な大ヒットとなったとのことです。それを契機として、対象者はそれまでの企画会社から業容を広げ、本格的に開発・生産も手掛けるようになったとのことです。その後もバンダイとの共同企画・開発、対象者の生産による『デジタルモンスター』、『プリモプエル』、『クラッシュギア』及び『復活版たまごっち』等の製品シリーズをバンダイを通じて発売し、堅調な売上実績を継続し、平成 17 年 6 月には株式会社ジャスダック証券取引所（現 JASDAQ）に対象者の株式を上場したとのことです。

このように、対象者は、玩具市場のニーズにスピーディーに対応可能な製品の企画・開発・生産を一気通貫で行うという仕組みを内包し、また、『たまごっち』をはじめとする、これまで市場になかったモノ・コトを時代のニーズを把握しゼロから創造し具現化する技術・ノウハウを保有し、更には玩具カテゴリーにおいて、電子ゲームだけでなく、ぬいぐるみやフィギュア等多岐にわたるカテゴリーへの対応体制を有しており、特に玩具の企画・開発力において強みが発揮可能であると考えているとのことです。

一方で、対象者は、平成 18 年頃より少子化及びその後のスマートフォン向けアプリ、SNS ゲームの台頭などの遊びの多様化を背景とした業界環境を視野に、売上の根幹である『たまごっち』や『デジタルモンスター』等の収益が減少傾向になる可能性を勘案し、その対応策として、玩具業界を含む他のエ

ンターテインメント領域への展開、具体的には、①ペット・アパレルの企画・開発・販売、②ゲーム制作会社の子会社化、③アニメ制作会社の子会社化、④玩具レーシングカーのコース(SLOT CARS JAPAN)運営、⑤プライベートブランド玩具・雑貨の企画・開発・販売、⑥スマートフォン向けアプリ制作及び⑦介護ロボット事業等を手掛けている現在に至っているとのことです。

プライベートブランド雑貨の一部商品において販売数の増進等、一定の成果が表れつつあるものの、エンターテインメント業界を取り巻く環境における少子化及び嗜好性の多様化は、対象者の予想を超えて進行しており、企画・開発に最も強みを発揮することを得意としてきた対象者にとっては、マーケティング、販売、広告宣伝のノウハウに大きな比重がかかる前述①～⑦等の施策は、平成19年以降の対象者の業績不振、それに伴う財務体力の低下を踏まえると十分な成果を得られなかったとのことです。業績不振の状況としては、平成19年度連結会計年度より、平成21年度及び平成24年度の連結会計年度を除いて当期純損失を計上するとともに、平成28年度第2四半期連結会計期間においても営業損失1億91百万円、経常損失2億24百万円、親会社に帰属する四半期純損失2億25百万円を計上しております。

このような中、公開買付者等は、平成27年4月上旬、対象者から、資金援助を含む、対象者への資本参加についての打診を受けました。かかる打診を受け、公開買付者等は、対象者の企業価値の初期的な検討を含む対象者との資本提携の条件についての検討を開始いたしました。その中で、対象者の抱える収益性の低下・資金繰りの悪化等の状況を踏まえると、対象者株式への投資については、一般的な上場株式への投資に比較してリスクが高いと判断するに至りました。そのため、公開買付者は、対象者に対する資金援助及び資本参加は、対象者の完全子会社化が前提であり、かつ、創業者株主等の大株主との関係では、一般株主から取得する価格よりも低い価格で取得するスキームを採用する必要があると判断し、平成27年7月上旬、創業者株主とかかる条件面での協議を開始しましたが、公開買付価格や完全子会社化後の経営体制についての条件面で折り合いがつかず、平成27年8月中旬の段階で、資本業務提携の検討は一旦白紙となりました。

その後、対象者は、公開買付者に対して、平成27年10月上旬に、資本業務提携の協議再開を申し入れました。かかる申し入れを受け、公開買付者は、対象者との資本業務提携についての検討を再開し、平成27年10月中旬に、創業者株主を含む第一回公開買付け応募株主が保有する第一回公開買付け応募株式を対象として、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で取得することを目的とする一段階目の公開買付けを実施し、一段階目の公開買付けの成立後、市場価格に一定のプレミアムを付した価格での二段階目の公開買付けを実施する二段階の公開買付けにより、対象者を完全子会社化し、経営体制を刷新すること等の対象者の事業体制の見直しを含む資本業務提携を、創業者株主及び対象者へ提案（以下、「10月提携提案」といいます。）をいたしました。10月提携提案に係る条件は、創業者株主及び対象者に受け入れられず、平成27年11月下旬の段階で、資本業務提携の検討は再度白紙となりました。

その後、対象者は、公開買付者との資本業務提携が最も企業価値の向上に資する可能性があるとの理由から10月提携提案を再検討することとし、平成28年1月中旬に、公開買付者に対して、協議再開を申し入れました。かかる申し入れを受け、公開買付者は、創業者株主及び対象者との間での具体的な協議を再開し、平成28年1月下旬から、対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施いたしました（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成28年2月下旬に終了しております。）。そして、公開買付者は、平成28年2月中旬に創業者株主に対して本取引に関する提案を改めて行い、第一回公開買付価格を含めた取引条件の大枠について合意し、その後も引き続き協議・交渉を行ってまいりました。また、公開買付者は、対象者に対しても平成28年2月中旬に本取引に関する提案を改めて行い、第二回公開買付価格についても、協議・交渉を続けてまいりました。それらと並行して、平成28年2月下旬より、対象者の独立委員会に対して完全子会社化の目的、本取引後の経営方針、従業員の雇用等の考え方について説明を行ってまいりました。

以上の協議・交渉を経る中で、公開買付者としては、対象者との業務提携を通じ、玩具ホビーSBUの主幹会社であるバンダイが事業を展開する玩具・模型分野における「IP軸戦略の更なる強化」と「企画開発力の更なる強化」を目的に、対象者を玩具ホビーSBUの企画開発会社とすることで、玩具ホビー事業の更なる成長・拡大を目指すことが可能になるとの判断に至りました。

また、対象者としても、対象者が、少子化をはじめとする厳しい環境にある業界の中を勝ち抜いていくためには、バンダイナムコグループの最大の強みである「IP軸戦略」を基軸として事業拡大を図っていくことが必要であるとの判断に至りました。

具体的には、公開買付者は、バンダイナムコグループの強みである有力なIPを軸としたビジネス展開により成長を実現しているところ、対象者をバンダイナムコグループに迎えることで、対象者の強みであるデジタル玩具の企画・開発力、ノウハウをバンダイナムコグループ内に融合し、公開買付者の成長の源泉であるIP・商品の企画開発機能を強化することが可能になると考えております。特に、公開買付者は、男児・女児の定番玩具の企画・デザイン力に強みを有するバンダイと、デジタル玩具の企画・開発力に強みを有する対象者の連携を深めることで、対象者を含むバンダイナムコグループ全体としての企画力を向上することができ、当該企画力を柱として、両社の強みを活かした新商品の企画・開発・展開が可能になると考えております。

また、公開買付者は、対象者を、「たまごっち」、「プリモプエル」、「デジタルモンスター」といったオリジナルIPを共同で保有・展開する、公開買付者等の重要な事業上のパートナーと認識しておりますが、対象者にとっても、公開買付者等との連携により、これらのオリジナルIPのライセンスアウト機能を強化することで、安定的な収益基盤の構築が可能と考えております。

そして、上記のようなシナジーを実現するためには、公開買付者としては、対象者株式を全て取得し、対象者の事業運営の再構築を含む、中長期的な戦略的判断に基づく迅速かつ柔軟な意思決定を行う経営体制を構築することが必要不可欠であると判断いたしました。また、仮に、対象者の上場を維持したままで、かかる中長期的な戦略的判断に基づく諸施策を実行した場合においては、短期的な対象者の業績の下振れリスク等、短期的には、対象者の株主の皆様がマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないことなどを踏まえると、公開買付者と対象者の関係を親子会社関係に留めるのではなく、対象者を公開買付者の完全子会社とし、対象者を非上場化した上で、両社がグループとして一体となり事業展開を行っていくことが、対象者の企業価値向上に資するとの判断に至りました。

上記を経て、公開買付者は、平成28年3月9日開催の取締役会において、対象者を完全子会社化する目的で、本件両公開買付けを実施することを決議いたしました。そして、公開買付者は、本取引の第一段階として、平成28年3月9日、第一回公開買付けを開始することを決定し、平成28年3月10日から同年4月7日までを買付け等の期間とし、第一回公開買付け価格を145円とする第一回公開買付けを実施いたしました。第一回公開買付けの成立後、公開買付者は、平成28年3月9日以降、本日までの間に、第一回公開買付けの撤回等の条件に該当する事象は生じていないことを確認したため、本取引の第二段階として、第二回公開買付け価格を560円とする第二回公開買付けを平成28年4月15日から開始することといたしました。

他方、対象者によれば、対象者にとってこれまで最大の顧客であり、共同で企画・開発を進めてきたバンダイの親会社である公開買付者による対象者の完全子会社化により、(i)本取引により対象者は、対象者の企業活動の核となる能力である企画・開発力を十分に発揮できること、(ii)本取引により、対象者及びバンダイの両社で保有するIPの展開及び創出力の発現が最も効果的に図れること、(iii)子会社化による組織の再構築等による人的資源の効果的な運用が可能となること、及び(iv)対象者を非上場化することで上場維持に係る業務及び費用が軽減され、対象者の意思決定の迅速性・柔軟性を確保するこ

とが可能となることから、対象者としても、本取引を行うことによって、公開買付者等と対象者の事業におけるシナジーが実現でき、本取引は対象者の企業価値向上に寄与するとの判断に至ったため、平成28年3月9日開催の取締役会において、同日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議したとのことです。また、対象者は、本日開催された取締役会において、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けに関する対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

② 本件両公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本件両公開買付けが成立し、後記「(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の方法により対象者の完全子会社化を達成した場合には、対象者をバンダイが主幹会社を務める公開買付者のトイホビーSBUの企画開発会社としてグループ入りさせ、①バンダイ及び対象者が共同で権利を保有・展開するオリジナルIP及びIP創出力の強化による収益モデルの構築、②対象者の強みであるデジタル玩具の企画・開発力をバンダイナムコグループに融合し、連携を強化することによる企画力の向上、③対象者及びバンダイナムコグループとの相互人材交流、④バックオフィスを中心とした業務の効率化等の施策を検討・実行することにより、対象者の事業運営を再構築し、対象者の強みであるデジタル玩具の企画・開発力及びバンダイの強みである男児・女児の定番玩具の企画・デザイン力を最大限に活かし、IP創出力の強化、企画力の向上を実現し、対象者及びバンダイナムコグループの企業価値の向上を図ることを計画しております。

なお、本取引後における、対象者との間の業務提携の基本方針及び対象者の経営体制の概要については、以下のとおりです。

(i) 業務提携の基本方針

公開買付者等及び対象者は、両社の業務提携の基本方針として、以下の内容を確認しています。

- (a) 対象者は、オリジナル玩具事業からは撤退し、バンダイ玩具の企画開発機能に特化する。
- (b) 対象者とバンダイの連携体制を構築の上、対象者の強みであるデジタル玩具の企画開発力を強化し、「収益の安定化」と「企画会社としての成長」を目指す。

(ii) 経営体制の概要

公開買付者等及び対象者は、本取引後の対象者の経営について、以下のような体制を発足させることを確認しています。

- (a) 対象者の取締役は5名とし、公開買付者が指名する。但し、本取引後最初の1年間は、対象者の取締役のうち3名を公開買付者が指名し、2名を対象者が指名する。
- (b) 対象者の代表取締役は、公開買付者が指名した取締役から選任する。
- (c) 監査役会は廃止し、監査役は公開買付者が指名する者とする。

なお、新体制の発足に伴い、対象者の現経営陣が退任する(公開買付者又は対象者に対象者の取締役又は監査役として指名される)かは未定です。

(3) 第二回公開買付価格の決定

第二回公開買付価格の決定の詳細については、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び同「②算定の経緯」をご参照ください。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、第一回公開買付けにおいて対象者の主要株主である筆頭株主及び大株主であった第一回公開買付け応募株主が公開買付者との間で第一回公開買付け応募株式（所有株式数の合計：1,695,600株、株式所有割合：55.02%）全てについて第一回公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書（以下、「第一回公開買付け応募契約」といいます。）を締結しているところ、対象者の取締役5名のうち3名が第一回公開買付け応募契約を締結していることに加え、第一回公開買付けが成立した場合には、その後の第二回公開買付け及び対象者の完全子会社化手続きが一連の行為として第一回公開買付けと一体のものみなされることに照らし、公開買付者及び対象者は本件両公開買付けの公正性を担保するための措置（第二回公開買付け価格の公正性を担保するための措置を含みます。）及び利益相反を回避するための措置等として、以下に述べる措置を講じております。

- ① 対象者における独立委員会の設置及び意見の入手
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ④ 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意
- ⑤ 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

以上の詳細については、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び同「②算定の経緯」をご参照下さい。

(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、最終的には対象者株式の全てを取得することを目的として、本件両公開買付けを実施しますが、本件両公開買付けにおいて対象者株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、第二回公開買付け成立後に、以下の方法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを取得するための手続き（以下、「本完全子会社化手続き」といいます。）を実施することを予定しております。

公開買付者は、本件両公開買付けの成立により、その保有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、第二回公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、対象者の株主（対象者及び公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下、「本株式売渡請求」といいます。）することを予定しております。

本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、第二回公開買付け価格と同額の金銭を対象者の株主（対象者及び公開買付者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がある取締役会決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続きに従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主（対象者及び公開買付者を除きます。）の全員が所有する対象者株式の全部を取得します。そして、当該各株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、第二回公開買付け価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者4月付プレスリリースによれば、公開買付者より本株式売渡請求をしようとする旨の会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会は、公開買付者による本株式売渡請求を承認する予定であるとのことです。

本株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第 179 条の 8 その他関係法令の定めに従って、本件両公開買付けに応募しなかった対象者の株主は、裁判所に対して当該株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本件両公開買付けの成立後、公開買付者の保有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、対象者株式の併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを平成 28 年 8 月に開催が予定されている対象者の第 30 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の付議議案とすることを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本株主総会において当該各議案に賛成する予定です。本株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、対象者の株主の皆様は、本株式併合がその効力を生じる日において、本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本件両公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様が交付される金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本件両公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者を除きます。）の皆様が所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定する予定です。なお、本株主総会において本株式併合の議案が否決された場合には、本株式併合は実行されないこととなります。

また、本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本件両公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者を除きます。）の皆様が保有する対象者株式の数は 1 株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記各手続きについては、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本件両公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外を対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。

但し、その場合でも、本件両公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（対象者及び公開買付者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続き及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本件両公開買付けは、本株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。

せん。加えて、本件両公開買付けへの応募又は上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、JASDAQに上場されていますが、公開買付者は、本件両公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本件両公開買付けの結果次第では、JASDAQの定める上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本件両公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、前記「(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本完全子会社化手続きを実施した場合には、JASDAQの上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続きを経て上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ウィズ									
② 所 在 地	東京都江東区東雲一丁目7番12号									
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 横井 昭裕									
④ 事 業 内 容	玩具、雑貨及びアニメーション等の企画・開発、生産及び販売等									
⑤ 資 本 金	555,235千円（平成28年4月14日現在）									
⑥ 設 立 年 月 日	昭和61年9月22日									
⑦ 大株主及び持株比率 （平成27年11月30日現在） （注1）	横井 昭裕（注2） 嶋崎 章（注2） 横井 真由美（注2） 横井 憲治（注2） 株式会社フジトイー 株式会社SBI証券 杉浦 幸昌 島田 和生 日本証券金融株式会社 太田 崇	43.37% 5.64% 3.40% 2.59% 1.91% 1.65% 1.46% 1.13% 1.02% 0.51%								
⑧ 上場会社と対象者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>公開買付者は、本日現在、対象者株式を1,695,600株（株式所有割合：55.02%）所有し、対象者を連結子会社としております。対象者は、本日現在、公開買付者の普通株式300株（公開買付者株式所有割合（注3）：0.00%）を所有しております。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>該当事項はありません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>該当事項はありません。但し、公開買付者の完全子会社であるバンダイと対象者との間には、バンダイが販売する玩具等の企画開発、製品化に関する業務委託及び知的財産権の共同保有・運用に関する取引があります。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>公開買付者は、対象者の親会社であるため、対象者の関連当事者に該当します。</td> </tr> </table>		資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、対象者株式を1,695,600株（株式所有割合：55.02%）所有し、対象者を連結子会社としております。対象者は、本日現在、公開買付者の普通株式300株（公開買付者株式所有割合（注3）：0.00%）を所有しております。	人 的 関 係	該当事項はありません。	取 引 関 係	該当事項はありません。但し、公開買付者の完全子会社であるバンダイと対象者との間には、バンダイが販売する玩具等の企画開発、製品化に関する業務委託及び知的財産権の共同保有・運用に関する取引があります。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、対象者の親会社であるため、対象者の関連当事者に該当します。
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、対象者株式を1,695,600株（株式所有割合：55.02%）所有し、対象者を連結子会社としております。対象者は、本日現在、公開買付者の普通株式300株（公開買付者株式所有割合（注3）：0.00%）を所有しております。									
人 的 関 係	該当事項はありません。									
取 引 関 係	該当事項はありません。但し、公開買付者の完全子会社であるバンダイと対象者との間には、バンダイが販売する玩具等の企画開発、製品化に関する業務委託及び知的財産権の共同保有・運用に関する取引があります。									
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、対象者の親会社であるため、対象者の関連当事者に該当します。									

- (注1)「持株比率」は、対象者第30期第2四半期報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。
- (注2)横井昭裕氏、嶋崎章氏、横井真由美氏及び横井憲治氏はいずれも、第一回公開買付けに所有株式の全てを応募し、第一回公開買付けは成立したため、公開買付者はこれら4名の所有株式の全てを取得しております。
- (注3)「公開買付者株式所有割合」とは、公開買付者が平成28年2月12日に提出した第11期第3四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数222,000,000株に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

(2) 日程等

① 日程

公開買付開始公告日	平成28年4月15日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成28年4月15日(金曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成28年4月15日(金曜日)から平成28年5月24日(火曜日)まで(24営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けの買付け等の期間(以下、「第二回公開買付期間」又は単に「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成28年6月1日(水曜日)まで(30営業日)となります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金560円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、第二回公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるPwCアドバイザリー合同会社(以下、「PwC」といいます。)に対し、対象者株式の価値算定を依頼し、平成28年3月8日付で取得した対象者株式の価値に関する株式価値算定書(以下、「本株式価値算定書」といいます。)を参考としております。

PwCは、対象者株式の価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価基準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式(以下、「DCF方式」といいます。)の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行いました。なお、公開買付者は、PwCから第二回公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。また、PwCは、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準方式	: 353円～446円
DCF方式	: 520円～576円

市場株価基準方式では、平成 28 年 3 月 8 日を算定基準日として、対象者株式の J A S D A Q における算定基準日の終値 410 円並びに算定基準日までの 1 ヶ月間及び 3 ヶ月間における株価終値平均値（1 ヶ月間：353 円、3 ヶ月間：374 円）及び出来高加重平均値（1 ヶ月間：446 円、3 ヶ月間：435 円）を分析した上で、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、353 円から 446 円までと算定しております。

D C F 方式では、対象者が作成した平成 28 年 5 月期から平成 33 年 5 月期までの事業計画に基づき、対象者が平成 28 年 5 月期第 3 四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 520 円から 576 円までと算定しております。

公開買付者は、PwC から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュール・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本件両公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近における市場株価の動向及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 28 年 3 月 9 日開催の取締役会において、第二回公開買付け価格を 1 株当たり 560 円とすることを決定いたしました。

なお、第二回公開買付け価格である対象者株式 1 株当たり 560 円は、本件公表日の前営業日である平成 28 年 3 月 8 日（以下、「本基準日」といいます。）の対象者株式の J A S D A Q における終値 410 円に対して 36.6%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の数値において同じです。）、本基準日までの過去 1 ヶ月間の終値平均値 353 円に対して 58.6%、本基準日までの過去 3 ヶ月間の終値平均値 374 円に対して 49.7%及び本基準日までの過去 6 ヶ月間の終値平均値 427 円に対して 31.1%のプレミアムを加えた金額となります。

第二回公開買付け価格は、第一回公開買付け価格 145 円に比べて 415 円（286.2%）高い 560 円となります。第二回公開買付け価格は、対象者の一般株主の皆様が市場価格にプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを目的として、対象者との間で、これらの株主の皆様が所有する対象者株式を、第一回公開買付け価格とは異なる価格にて取得することについて検討し、対象者との間で交渉した結果の価格であり、第一回公開買付け価格と第二回公開買付け価格が異なるのは、公開買付者とそれぞれ別の相手方との交渉を経て決められた価格であること、対象者の更なる成長のためには、本取引を通じて公開買付者との一体経営を実現することが有用であるとの考えのもと、本取引の実現に大株主として協力する観点から、第一回公開買付け応募株主が、他の対象者の株主の皆様に対して公開買付者が提示する価格より低い価格でその所有する対象者株式を売却する意向を有しており、第一回公開買付け応募株主が受け取る対象者株式 1 株当たりの対価が他の対象者の株主の皆様が受け取る対価よりも低くなることを了解したことによるものです。

② 算定の経緯

（第二回公開買付け価格の決定に至る経緯）

公開買付者は、対象者との業務提携を通じ、トイホビー S B U の主幹会社であるバンダイが事業を展開する玩具・模型分野における「I P 軸戦略の更なる強化」と「企画開発力の更なる強化」を目的に、対象者をトイホビー S B U の企画開発会社とすることで、トイホビー事業の更なる成長・拡大を目指すことが可能になるとの判断に至り、平成 28 年 3 月 9 日開催の取締役会において、対象者を完全子会社化する目的で、本件両公開買付けを実施することを決議いたしました。そして、公開買付者は、本取引の第一段階として、平成 28 年 3 月 9 日、第一回公開買付けを開始することを決定し、平成 28 年 3 月 10 日から同年 4 月 7 日までを買付け等の期間とし、第一回公開買付け価格を 145 円とする第一回公開買付けを実施いたしました。公開買付者は、本取引の第二段階として、第二回公開買付け価格を 1 株当たり

560 円とする第二回公開買付けを実施するに際し、以下の経緯により第二回公開買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、第二回公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である PwC に対し、対象者株式の価値算定を依頼いたしました。なお、公開買付者は、PwC から第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

PwC は市場株価基準方式及びDCF方式の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行っており、公開買付者は平成 28 年 3 月 8 日に PwC より価値算定結果の報告を受けております。

上記各手法に基づいて算出された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準方式	: 353 円～446 円
DCF方式	: 520 円～576 円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、PwC から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本件両公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近における市場株価の動向及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 28 年 3 月 9 日開催の取締役会において、第二回公開買付価格を 1 株当たり 560 円とすることを決定いたしました。

（買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置）

公開買付者は、第一回公開買付けにおいて対象者の主要株主である筆頭株主及び大株主であった第一回公開買付け応募株主が公開買付者との間で第一回公開買付け応募株式（所有株式数の合計：1,695,600 株、株式所有割合：55.02%）全てについて第一回公開買付けに応募する旨の第一回公開買付け応募契約を締結しているところ、対象者の取締役 5 名のうち 3 名が第一回公開買付け応募契約を締結していることに加え、第一回公開買付けが成立した場合には、その後の第二回公開買付け及び対象者の完全子会社化手続きが一連の行為として第一回公開買付けと一体のものとみなされることに照らし、公開買付者及び対象者は本件両公開買付けの公正性を担保するための措置（第二回公開買付価格の公正性を担保するための措置を含みます。）及び利益相反を回避するための措置等として、以下に述べる措置を講じております。

以下の記載のうち対象者に関連する部分は、対象者からの説明及び対象者プレスリリースの記載に基づいて記載しております。

(ア) 対象者における独立委員会の設置及び意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 28 年 2 月 17 日付取締役会において、本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、対象者、第一回公開買付け応募株主及び公開買付者からの独立性が高い、山下章太氏（公認会計士、かえで監査法人）、三木誠氏（対象者社外取締役、独立役員）及び大島忠氏（対象者社外監査役、

独立役員)の3名から構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、(i)本取引による対象者の企業価値の向上、(ii)公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、及び(iii)本取引の手続の公正性の観点から、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか(以下、「本件諮問事項」といいます。)について諮問したとのことです。なお、対象者は、当初から上記の3氏を独立委員会の委員として選定しており、独立委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

独立委員会は、平成28年2月22日から平成28年3月8日までの間、合計で4回開催され、本件諮問事項について検討を行ったとのことです。かかる独立委員会における検討に際しては、(i)公開買付者による本取引の目的や本取引後の経営方針等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(ii)対象者に対し、本取引の目的や本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(iii)株式会社みずほ銀行(以下、「みずほ銀行」といいます。)による株式価値算定の結果についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(iv)本取引に係る関連資料等が提出されたこと等により、本取引に関する情報収集が行われたとのことです。

独立委員会は、これらの検討を前提として、平成28年3月8日に、対象者の取締役会に対して、(i)本取引による対象者の企業価値の向上、(ii)公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、及び(iii)本取引の手続の公正性の観点から、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする答申書(以下、「本答申書」といいます。)を提出したとのことです。

独立委員会から受領した本答申書によれば、独立委員会が(特に第二回公開買付けとの関係で)上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- (i) 本取引による対象者の企業価値向上について、対象者及び公開買付者から、前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針」に記載の内容等の説明を受けたが、かかる説明内容に特段不合理な点は認められず、本取引によって対象者の企業価値が向上するとの対象者及び公開買付者の判断に特段の不合理はないものとする。
- (ii) 第二回公開買付価格については、(a)対象者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に対象者株式の価値算定を依頼し、平成28年3月8日付で、対象者株式価値に関する株式価値算定書(以下、「対象者算定書」といいます。)を取得しており、対象者算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値を、市場株価法では353円～457円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)では452円～611円と算定しており、この株式価値の算定につき、みずほ銀行が独立委員会に行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、加えて、みずほ銀行が株式価値を算定するにあたり前提とした事業計画その他各種の変数等について、第二回公開買付価格が不合理に低く算定されるような前提を置いたというような事実は見当たらなかったこと、(b)本基準日の対象者株式のJASDAQにおける終値410円に対して36.6%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値353円に対して58.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値373円に対して50.1%及び本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値427円に対して31.1%のプレミアムを加えた金額となっており、同種の案件(完全子会社化を前提とした公開買付け案件)と比べても遜色のない水準と考えられること、(c)第二回公開買付価格は、第一回公開買付け応募株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける第一回公開買付価格よりも415円(286.2%)高い金額であること、(d)利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上

で決定された価格であることから、公正な価格であると考え。

本件両公開買付けにおいて対象者株式の全てを取得できなかった場合に実施することが予定されている、株式等売渡請求又は対象者株式の併合その他の方法による本完全子会社化手続きにおいては、少数株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されており、かかる予定は本件両公開買付けの過程において説明・開示されるとのことであることから、当該金銭の額については、第二回公開買付価格と同様の考え方により、公正性が担保された額であると考え。

- (iii) 本取引の手續について、(a) 本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、独立委員会を設置し、本答申書を参考とし、平成 28 年 3 月 9 日開催予定の対象者の取締役会で決議する予定であること、(b) 対象者の取締役のうち、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏の 3 名は、公開買付者との間で、その所有する対象者株式について第一回公開買付けに応募する旨の第一回公開買付け応募契約を締結していることに鑑み、平成 28 年 3 月 9 日開催予定の対象者取締役会においては、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏以外の 2 名の取締役において審議の上、両名による決議を行った後、さらに、会社法第 369 条に定める取締役会の定足数を考慮し、嶋崎章氏及び横井憲治氏を加えた対象者の 4 名の取締役に改めて審議し、決議を行う予定であること、(c) 第二回公開買付価格につき、利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたこと、(d) 公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 28 年 3 月 8 日付で対象者算定書を取得したこと、並びに(e) 公開買付者及び対象者から独立した対象者の法務アドバイザーである伊藤見富法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について法的助言を受けていることという措置を講じており、対象者は、本取引の手續について、公正性を担保するために慎重かつ十分な対応をしているものと考え。

なお、対象者の取締役会は、第一回公開買付けの開始から本日時点までの状況を考慮しましたが、本答申書に影響を与える前提事実の変更はなく、本答申書は引き続き有効であると考えているとのことです。

(イ) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された第二回公開買付価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成 28 年 3 月 8 日付で、対象者株式価値に関する対象者算定書を取得したとのことです。対象者は、本件両公開買付けにあたり、数社の候補先を選出のうえ、これまでの公開買付けに関わる実績、信用力等を総合的な側面から勘案し、みずほ銀行を財務アドバイザー及び第三者算定機関として選定したとのことです。

みずほ銀行と、対象者及び公開買付者との間では、それぞれ通常の銀行取引が生じております。しかしながら、みずほ銀行は、本件両公開買付けに関する非公開情報に関しては、通常の銀行取引を担当する営業部等ファイナンス部門（みずほ銀行が属するグループ内の他社を含みます。）との間で情報遮断措置を実施した上で、独立した立場で財務アドバイザー又は第三者算定機関としての業務を行っているとのことです。なお、対象者は、みずほ銀行から第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェ

アネス・オピニオン)は取得していないとのことです。さらに、みずほ銀行は、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っていないとのことです。

みずほ銀行は、対象者株式の株式価値を算定するにあたり、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等の開示を得るとともに、それらに関する説明を受け、対象者の株式価値を分析しているとのことです。みずほ銀行は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 353 円～457 円
DCF法	: 452 円～611 円

市場株価法は、市場株価を基礎として株式価値を算定する方式であり、証券取引所における上場会社の市場株価は、多数の投資家の参加により形成される価格であり、会社の資産内容、収益力、将来性等の様々な要素が反映された、最も客観的な価格であると考えられ、対象者はJASDAQに上場していることから、みずほ銀行は市場株価法を採用することとし、市場株価法では、平成28年3月8日を基準日として、JASDAQにおける対象者株式の基準日終値410円、直近1ヶ月間の終値単純平均値353円、直近3ヶ月間の終値単純平均値373円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値427円並びに直近1ヶ月間の出来高加重平均値445円、直近3ヶ月間の出来高加重平均値435円及び直近6ヶ月間の出来高加重平均値457円を分析した上で、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を353円から457円までと分析しているとのことです。

DCF法は、企業が将来の一定期間に獲得するであろうフリー・キャッシュ・フローを、リスクを考慮した適切な割引率によって現在価値に還元したものを事業価値とし、これに事業外資産や有利子負債等を考慮することにより企業価値及び株式価値を算定する方式であり、収益性の観点に基づく算定手法を考慮することが必要であると考えられるところ、DCF法はゴーイング・コンサーン(永続的存在)としての企業の今後の収益力に注目した動的な算定手法といえ、特にM&Aにおける株式価値の算定手法としては一般的であることから、みずほ銀行はDCF法を採用することとし、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年5月期以降(但し、平成28年5月期については、平成27年12月から平成28年5月までの6ヶ月間。)に対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を452円から611円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法による算定の基礎となった対象者の事業計画は以下のとおりであり、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、事業年度毎の主な変動要因は以下のとおりとのことです。

平成29年5月期は、売上高が前期比で1.2倍程度増加しておりますが、これは、①大手玩具会社向けの売上高において、主な製品シリーズ売上が前期2シリーズだったところ、3シリーズに増えること、②対象者の持分法適用会社であるピップ&ウィズ株式会社との介護ロボット事業の取組みが本格始動し始めること、③海外アニメ会社とのIP創出によるライセンスビジネスの取組みが始まり収益に寄与し始めること、及び④その他のOEM製品受注(国内外)による売上高の増加を見込んでいるためであり、

その結果、営業利益も黒字に転じると見込んでいるとのことです。

平成 30 年 5 月期は、売上高が前期比で 1.1 倍程度増加しておりますが、営業利益は倍増を見込んでおります。この営業利益の増加は、利益率の高い海外アニメ会社との取組みによる売上高を前期比で 3 倍程度見込んでいるためであるとのことです。

平成 31 年 5 月期は、売上高が前期比で 1.2 倍程度増加しておりますが、これは、①大手玩具会社向けの売上高は 2 割程度減少するものの、②介護ロボット事業の売上高が伸長（前期比約 1.4 倍）し、③平成 31 年 5 月期より海外アニメ会社との取組みとして、ライセンスビジネスに加えて、企画・開発・品質管理受託が開始されることから、海外アニメ会社との売上高が拡大（前期比約 6 倍）することが見込まれるためであり、その結果、営業利益も前期比で 1.5 倍程度増加すると見込んでいるとのことです。

平成 32 年 5 月期及び平成 33 年 5 月期は、売上高がそれぞれ前期比で微増、営業利益はそれぞれ前期比で 1.2～1.3 倍程度増加しておりますが、これは高齢化社会の進行を視野に入れた介護ロボット事業の伸長を見込んでいるためであるとのことです。また、DCF 法による算定の基礎となった事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮していないとのことです。

(単位：百万円)

	平成 28 年 5 月期 (注)	平成 29 年 5 月期	平成 30 年 5 月期	平成 31 年 5 月期	平成 32 年 5 月期	平成 33 年 5 月期
売上高	762	1,400	1,560	1,850	1,950	2,200
営業利益	137	38	76	114	152	190

(注) 平成 28 年 5 月期については、平成 27 年 12 月から平成 28 年 5 月までの 6 ヶ月間のものです。

なお、対象者の取締役会は、第一回公開買付けの開始から本日時点までの状況を考慮しましたが、対象者算定書に影響を与える前提事実の変更はなく、対象者算定書は引き続き有効であると考えているとのことです。

(ウ) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した対象者の法務アドバイザーである伊藤見富法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法及びその他の留意点について法的助言を受けているとのことです。

(エ) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針」の「①本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、公開買付者との資本業務提携が最も企業価値向上に資する可能性があるとの理由から 10 月提携提案を再検討することとし、平成 28 年 1 月中旬に、公開買付者に対して、協議再開を申し入れました。その後、対象者は、本件両公開買付けにあたり、数社の候補先を選出のうえ、これまでの公開買付けに関わる実績、信用力等を総合的な側面から勘案し、みずほ銀行を財務アドバイザー及び第三者算定機関として選定したとのことです。

みずほ銀行と、対象者及び公開買付者との間では、それぞれ通常の銀行取引が生じております。しかしながら、みずほ銀行は、本件両公開買付けに関する非公開情報に関しては、通常の銀行取引を担当する営業部等ファイナンス部門（みずほ銀行が属するグループ内の他社を含みます。）との間で情報遮断措置を実施した上で、独立した立場で財務アドバイザー又は第三者算定機関としての業務を行っているとのことです。また、対象者は、対象者から独立した法務アドバイザーとして伊藤見富法律事務所を

選任したとのことです。さらに、対象者は、前記「(ア) 対象者における独立委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、独立委員会を設置したとのことです。

対象者は、みずほ銀行及び伊藤見富法律事務所による助言を受けつつ、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、本件両公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引における一連の手続の公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、公開買付者との間で、本取引の目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等に関する協議及び交渉を重ねたとのことです。

その上で、対象者は、前記「(イ) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、公開買付者及び対象者の関連当事者に該当せず、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、みずほ銀行より、平成 28 年 3 月 8 日付で、対象者算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、みずほ銀行から、第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。また、みずほ銀行は、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っていないとのことです。

また、対象者は、前記「(ア) 対象者における独立委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、平成 28 年 3 月 8 日に、独立委員会から、(i)本取引による対象者の企業価値の向上、(ii)公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、及び(iii)本取引の手続の公正性の観点から、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする本答申書の提出を受けたとのことです。

その上で、対象者は、本件両公開買付けを含む本取引の諸条件、対象者算定書の内容等を慎重に検討し、また、上記の独立委員会の答申を最大限尊重した上で、平成 28 年 3 月 9 日開催の対象者の取締役会において、以下の判断をしたとのことです。

本取引は、対象者にとってこれまで最大の顧客であり、共同で企画・開発を進めてきたバンダイの親会社である公開買付者による対象者の完全子会社化であるため、(i)本取引により対象者は、対象者の企業活動の核となる能力である企画・開発力を十分に発揮できること、(ii)本取引により、対象者及びバンダイの両社で保有する IP の展開及び創出力の発現が最も効果的に図れること、(iii)子会社化による組織の再構築等による人的資源の効果的な運用が可能となること、及び(iv)対象者を非上場化することで、上場維持に係る業務及び費用が軽減され、対象者の意思決定の迅速性・柔軟性を確保することが可能となることから、本取引を行うことによって、公開買付者等と対象者の事業におけるシナジーが実現でき、本取引は対象者の企業価値向上に寄与するとの判断に至ったとのことです。

また、第二回公開買付価格については、(i)本基準日の対象者株式の JASDAQ における終値 410 円に対して 36.6%、本基準日までの過去 1 ヶ月間の終値平均値 353 円に対して 58.6%、本基準日までの過去 3 ヶ月間の終値平均値 373 円に対して 50.1%及び本基準日までの過去 6 ヶ月間の終値平均値 427 円に対して 31.1%のプレミアムを加えた金額となっており、同種の案件（完全子会社化を前提とした公開買付け案件）と比べても遜色のない水準と考えられること、(ii)第二回公開買付価格 560 円は、第一回公開買付け応募株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける第一回公開買付価格よりも 415 円（286.2%）高い金額であること、(iii)本項に記載の利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格であることから、(i)から(iii)までを踏まえ、平成 28 年 3 月 9 日時点において

は、第二回公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであり、応募を推奨すべきであると判断したとのことです。

対象者は、平成 28 年 3 月 9 日開催の取締役会において、以上の各判断に基づき、同日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議したとのことです。

そして、対象者は、本日開催された取締役会において、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けに関する対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

平成 28 年 3 月 9 日及び本日開催された対象者の前記両取締役会においては、対象者の取締役のうち、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏が公開買付者との間で、その所有する対象者株式について第一回公開買付けに応募する旨の第一回公開買付け応募契約を締結していることに鑑み、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、対象者の取締役 5 名のうち、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏以外の 2 名の取締役において審議の上、その全員一致で上記の決議をそれぞれ行った後、さらに、会社法第 369 条に定める取締役会の定足数を考慮し、嶋崎章氏及び横井憲治氏を加えた対象者の 4 名の取締役にて改めて審議し、その全員一致で上記意見を表明する旨の決議を行ったとのことです。

また、上記両取締役会には、対象者の監査役 3 名が出席し、対象者の取締役会が上記の意見表明を行うことにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(オ) 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、前記「①算定の基礎」に記載のとおり、第二回公開買付価格の検討に際して、PwC から本株式価値算定書を取得しております。

③ 算定機関との関係

公開買付者の算定機関であるPwCは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して重要な利害関係は有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1, 385, 902 株	— 株	— 株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者株式の最大数 (1, 385, 902株) を記載しております。なお、当該最大数は、対象者発行済株式総数に相当する株式数 (3, 081, 600株) から、本日現在、公開買付者が所有する対象者株式 (1, 695, 600株) 及び対象者が保有する自己株式 (98株) を控除した株式数 (1, 385, 902株) になります。

(注 3) 単元未満株式についても、第二回公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続きに従い公開買付

期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	16,956 個	(買付け等前における株券等所有割合 55.03%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	30,815 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	30,812 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第30期第2四半期報告書に記載された平成27年11月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者発行済株式総数（3,081,600株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない、本日現在対象者が保有する自己株式（98株）を控除した株式数（3,081,502株）に係る議決権の数（30,815個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 776,105,120 円

(注) 「買付代金」は、買付予定数（1,385,902株）に1株当たりの本公開買付価格（560円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成28年5月31日（火曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から第二回公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、第二回公開買付期間は、平成28年6月1日（水曜日）まで（30営業日）となり、決済の開始日は平成28年6月8日（水曜日）になります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「（９）その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

（９）その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「（８）決済の方法」の「④株券等の返還方法」

に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成28年4月15日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者3月付プレスリリースによれば、対象者は、平成28年3月9日開催の対象者の取締役会において、同時点における対象者の意見として、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議したとのことです。

そして、対象者4月付プレスリリースによれば、対象者は、本日開催された取締役会において、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けに関する対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(エ) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以上